

2009年10月16日

宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 田中 実

## 09賃金確定第1次要求書

貴職におかれましての、日頃の宇治市行政推進に向けてのご尽力に敬意を表します。

人事院は8月11日、09年の勧告を行いました。その内容は、官民格差がマイナス0.22%として基本給を引き下げるとともに、期末勤勉手当の0.35月削減、住居手当(持家)の廃止、「調整率」を用いた12月期末手当での「年間調整」など、年間給与で平均15万4千円ものマイナスという職員の生活を厳しく圧迫するものとなっています。

昨年秋からの世界同時不況という急速な景気の冷え込みの中、財界・大企業は、この間バブル景気を上回る利益をあげながら、企業利益の確保のために派遣・期間工など非正規労働者の雇い止めを行い、正規労働者にも賃下げを強行するなどの身勝手を続けています。

輸出依存、内需軽視の日本の経済構造を改め、国内の消費購買力を高めることこそ景気回復の道筋であることが指摘される中、財界の賃金抑制政策や政府の公務員賃金削減はそれに逆行し、不況を一層深刻にするものです。

5月の臨時勧告による一時金0.2月削減は、その後の中小民間企業の一時金支給に大きな影響を与えたといわれます。民間～公務～民間という際限のない賃下げの輪を断ち切り、誰もが安心して働き暮らすことができる賃金体系の実現こそ今まさに求められるのではないのでしょうか。

09賃金確定に当たり、宇治市当局として地域経済の活性化と、職員の生活や働く意欲を後退させることなく、市民の暮らし、職員の生活を守る立場で検討され、下記の基本要件について誠意ある回答を求めるものです。

### 記

1. 09「マイナス」人勧に追随せず、基本給・一時金の引き下げは行わないこと。とりわけ法理原則に反する事実上の不利益遡及である「年間調整」を行わないこと。
2. 住宅手当(持家)について、国と地方自治体における住居実態の違いを踏まえ、国準拠での廃止を行わず、充実させる立場で検討を行うこと。
3. 超過勤務について、労働基準法改正の趣旨を生かした割増賃金の改善を行うとともに、超過勤務の削減・解消にむけた具体的措置を講じること。  
尚、割増賃金の改善については後日提出の第2次要求書に沿った検討・回答を行うこと。